

判決年月日	平成24年2月27日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成23年(行ケ)第10193号		
○ 発明の名称を「椅子式マッサージ機」とする特許発明についての無効審判請求を不成立とした審決が、進歩性の判断に誤りがあるとして取り消された事例			

(関連条文) 特許法29条2項

1 原告は、被告が特許権者である特許第3597014号(発明の名称「椅子式マッサージ機」、請求項の数2、本件発明)について、無効審判請求(無効2010-800133号事件)をしたが、特許庁において請求不成立の審決を受けたことから、その取消しを求める本件訴訟を提起した。

本件訴訟において判断された争点は、特開平8-322895号公報(甲1)に記載された甲1発明との関係における進歩性の有無であり、具体的には、特開平1-236052号公報(甲2)、特開平5-253265号公報(甲3)及び特開昭58-32769号公報(甲4)にはいかなる技術事項が開示されているか、また、それらの公報に開示された技術事項を甲1発明に適用することは容易かどうか争われた。

2 本判決は、甲2公報～甲4公報に開示された周知技術を認定した上、主として次のとおり判示して、甲1発明に周知技術を適用するなどして相違点に係る本件発明の構成とすることは適宜なし得ることであると判断し、審決を取り消した。

「甲2公報～甲4公報に開示された上記の技術事項に照らすと、椅子の背もたれ等に施療子が設けられ、制御回路がスイッチ操作等の入力に基づいて施療子を移動させる機能を備えたマッサージ機の技術分野において、施療子を移動させる際に突出量が大いとい、使用者の身体に対する危険がある、あるいは、駆動装置に大きな負荷がかかるなどといった問題の存在は、当業者にとって広く知られた周知の課題であったと認められ、そのような課題を解決するために、施療子の突出量を最小にして、あるいは突出量が小さくなるよう調整して移動させることも、周知の技術事項であったと認められる。

このような課題は、施療子を人体に沿って移動させることにより一般的に生じるものであって、甲2公報～甲4公報に開示されたマッサージ機のように施療子を背もたれ等に設けた場合に特有の課題ではない。そして、甲1発明のマッサージ機は、施療子が脚支持台ごと脚部に沿って移動する構成を備えているが、全体としてみると椅子式マッサージ機であって、甲2公報～甲4公報に記載された椅子式マッサージ機とは同一の技術分野に属するものであり、施療子を設けた場所は異なるとしても、施療子が身体に沿って移動するという点においては技術的に共通するものであるから、当業者が、脚部用の移動する施療子を設けた甲1発明に接した場合に、施療子の移動に関する上記の一般的な課題を認識し、これを解決するために周知の技術事項を甲1発明に適用して、スイッチ操作等の入力に応じて制御回路が(脚支持台ごと)施療子を移動させる際に、突出量を最小とする、

すなわち非突出状態とすることや、突出量を適宜小さく調整することは、甲1公報自体に示唆等がなくとも、適宜なし得ることというべきである。」